

保育所・幼稚園における特別支援と 特別な配慮が必要な児童と保護者への相談援助

Social Work to the Children with Special Support and Parents

立花直樹*
波田埜英治**

要約

現在、日本では、教育・保育に関する各施設では、ソーシャル・インクルージョンの教育や保育が推進されており、各保育所・幼稚園で、障害のある子どもや要配慮の子どもを受け入れることが求められている。しかしながら、保育現場では対応に苦慮しているという声をよく聞く。そこで、幼稚園や保育所における「障害児保育」「特別な配慮」や「相談体制」の実態を明らかにすることを目的として、私立保育所・私立幼稚園の保育者398名を対象に調査を行った。

その結果、①保育所の方が幼稚園よりも、障害児を受け入れている割合が高いこと、②「障害のある子ども」「配慮が必要な子ども」とも、保育所の方が多く在籍していること、③保育所・幼稚園とも「配慮が必要な子ども」への対応に苦慮していること、④保育所の方が幼稚園よりも、専門職・専門機関等との連携体制を確立している割合が多いこと等、様々な課題が明らかとなった。

キーワード：幼稚園、保育所、障害児、相談支援、特別な配慮、特別支援教育

I はじめに

1. 分離教育・保育から包摂教育・保育へ

わが国では、長期間にわたり、障害児と健常児を別々の教育施設や保育施設に通園・通学させるという「セパレーション (Separation: 隔離教育・保育)」が推進され、その後インテグレーション (Integration: 統合教育・保育) に移行していった。インテグレーションは「同じ敷地内や建物内に健常児やと障害児を通えるようにする」「健常児やと障害児が一部だけの交流を持つ形」という“単なる場所の統合”であり、セグレーション (segregation: 分離教育・保育) であった。近年、健常児やと障害児の区別なく教育や保育の内容や時間を共有するという「ソーシャル・インクルージョン (Inclusion: 包摂教育・保育)」の理念が浸透してきた。

平成12 (2000) 年12月にまとめられた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」では、「全ての人々を孤独や孤立、

排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う (ソーシャル・インクルージョン) ための社会福祉を模索する必要性」が提言されている¹⁾。

近年、教育や保育の現場で浸透しつつあるソーシャル・インクルージョンは、「本来的に、すべての子どもは特別な教育的ニーズを有するのであるから、さまざまな状態の子どもたちが学習集団に存在していることを前提としながら、学習計画や教育体制を最初から組み立て直そう」、「すべての子どもたちを包み込んでいこう」とする理念であり、特別支援教育へとつながっている²⁾。

インクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方について検討を行うため、文部科学省・中央教育審議会の「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」において審議が行われ、平成24 (2012) 年7月には、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (初等中等教育分科会報告)」が取りまとめられた。報告におい

* Naoki TACHIBANA 関西福祉科学大学 准教授

** Eiji HATANO 聖和短期大学 准教授

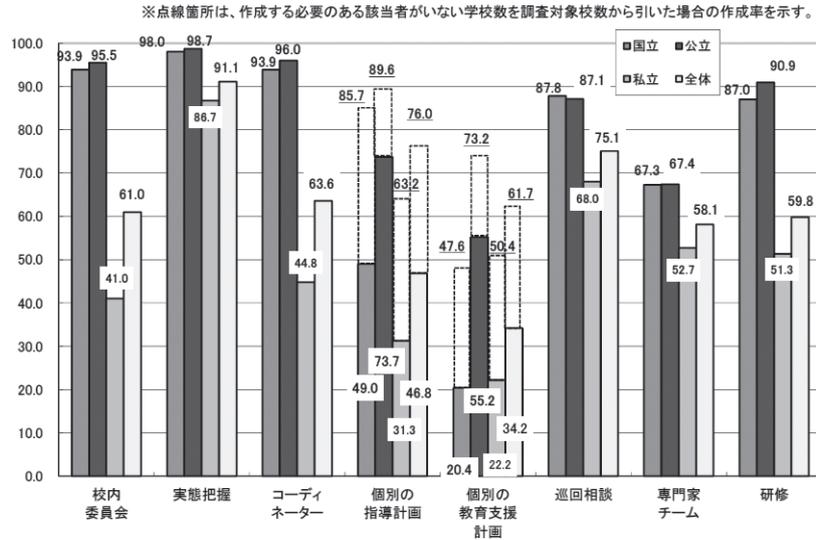


図1 幼稚園における障害児支援項目別実施率の運営種別比較 (全国集計)⁵⁾

ては、①共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築、②就学相談・就学先決定の在り方、③合理的配慮の充実とその基盤となる教育環境整備、④多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進、⑤教職員の専門性向上 等が提言された³⁾。

特に、報告書の中では、「これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。」と、「共生社会」について定義・説明され、このような共生社会を目指すことが、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題であるとされている⁴⁾。

また、上記の提言以降、特に文部科学省の各種教育事業と厚生労働省の障害児関連施策・事業や就労施策等と連携して、保育所や児童発達支援センター等の保育施設、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等の全ての学校において、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒への支援体制の整備を推進している。さらに、また、平成26(2014)年1月に我が国は障害者権利条約を批准したところであり、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育や包摂教育・包摂保育が本格的に推進され始めている。

2. 我が国の障害児への教育・保育の現状について

文部科学省では、特別支援教育推進事業として、「校(園)内委員会」「実態把握」「コーディネーター設置」「個別指導計画の作成」「個別教育支援計画の作成」「巡回相談」「専門家チームの設置」「研修の実施」等の整備・実施等により、特別支援教育の体制整備を推進している。

しかし、文部科学省(2016)が実施した「平成27年度特別支援教育に関する調査」によると、幼稚園における特別支援教育推進事業における各項目の整備・実施状況は、設置主体により大きな差がある。公立や国立の幼稚園は、私立の幼稚園に比して、各項目とも実施している割合が高い。しかし、私立幼稚園では各項目とも実施率が非常に低い。これは、私立幼稚園における障害児を受け入れが進んでいないという状況を反映した結果でもある(図1)。

また、全国社会福祉協議会・全国保育協議会(2012)が実施した「全国の保育所実態調査」によると、全国の保育所の内、障害児保育を実施している保育所は74.8%であった。運営主体別に見ると、公立保育所での障害児保育実施している園が83.6%であるのに対して、私立保育所で実施している園は66.2%に留まった。幼稚園同様、保育所においても、私立における障害児の受け入れが進んでいないという状況を反映した結果でもある(図2)。

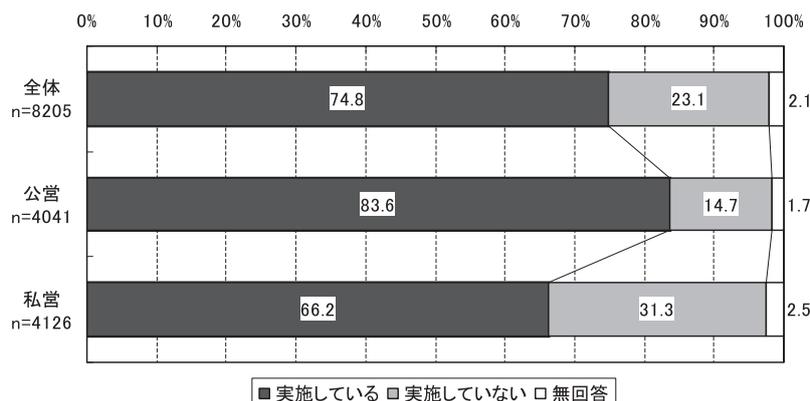


図2 保育所における障害児保育実施率の運営種別比較 (全国集計)⁶⁾

3. わが国における「特別な支援」と「特別な配慮」について

文部科学省に設置された中央教育審議会（2005）による答申では「『特別支援教育』とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである」と定義され、「特別な支援」という言葉が使用されるようになった⁷⁾。特別支援教育の審議の過程では量と質の問題が審議され、「特別支援」には量と質の確保が必要であることが明示された⁸⁾。そこで、重度障害のある幼児・児童・生徒を受け入れて、教育や保育を行う場合、公立の教育・保育施設では、加配予算がつくようになった。

これまでの日本の教育や保育現場においては、「障害」や「問題行動」という言葉が頻繁に使用されてきた。これは、幼稚園や保育所において、障害児がクラスにいと「通常の教育や保育」の妨げになり、教師や保育者の視点から見れば集団を統制できない行動をとったり予想外の手間が掛かったりする児童の存在そのものが問題であるという意味であった。しかし、children's first（子どもの最善の利益）を鑑みて、教育や保育の現場で「特別支援」「特別な配慮」「特別なニーズ」という言葉を使用するようになった。実際、幼稚園や保育所等の保育現場には「障害認定された子ども」いるが、「障害認定されていない子ども」や「障害がある程度とは認められないがボーダーライン（グレーゾーン）の子ども」など様々な配慮の必要な児童もいる。そのため、本稿では、「特別な配慮」「特別なニーズ」「特

別な支援」を障害児に限定せずに、保育現場の実態に即した形で「障害認定されていない子ども」や「障害がある程度とは認められないグレーゾーンの子ども」を含む広い意味で使用するものとする。

「特別な配慮」については、様々な定義がある。本郷 他（2003）は「『対人的トラブルのある』『落ち着きのない』『ルールを守れない』『状況の順応性の低い』といった気になる子どもへの配慮⁹⁾」と定義し、高倉 他（2007）は「『障害のある子ども（障害認定や診断を受けた子ども）』『気になる子ども（複数の保育者から見て何らかの支援を必要とする子ども）』への配慮¹⁰⁾」と定義し、竹内ら（2009）は「発達障害がある幼児や、確定的な診断はないが発達障害の傾向のある幼児に対する支援¹¹⁾」と定義し、長谷川ら（2011）は「障害のある子どもたち、気になる子どもたち（『話をきけない』『集団の場面で不適応を起こしやすく、集団活動が苦手』『友達と遊べない』『落ち着きがない』『他児に対してすぐに手が出る』『痲癩やパニックを起こしやすい』『感情の不安定』など）への支援¹²⁾」と定義し、末次（2012）は「発達障害児とされる子どもへの配慮¹³⁾」と定義している。丸山（2000）や真鍋（2011）は同じ意味を示す言葉として「特別なニーズ」を用いている^{14,15)}。これまでの先行研究の定義をまとめるなら、「特別な配慮」は、障害のある子どもだけでなく、障害認定されていない子どもも含めた「質的な教育や保育の対応」であるといえる。

徐々に、身体障害や知的障害に対する理解は、教育や保育の現場において、かなり浸透しており、児童発達支援センターや児童家庭相談室、児童相談所との連携がスムーズにいくケースが増加している。また、教育施設や保育施設において「重度障害のあ

る子ども」を受け入れる場合、特別支援教育支援員や加配保育者等の予算がつくためマンパワー問題は多少解決できるかもしれない。しかし、そのような人員配置が難しい私立の教育施設や保育施設においては、現状の人員のままでの対応の改善を迫られおり、「軽度の障害のある子ども」や「障害認定がされていないグレーゾーン（ボーダー）といわれる子ども」には「特別支援」としてのマンパワー確保の予算は付かない。そのため、予算のつかない「特別な配慮が必要な子ども」を受け入れて教育や保育を行う場合、私立はもちろん、公立の教育施設や保育施設でも、個々の子ども（園児・児童・生徒）の状況、「特別な配慮」という形で「個別支援」に配慮した教育や保育等を実践している。

実際、全国の保育所において、障害児保育対象外児童の内、「ボーダーライン（グレーゾーン）」にあると思われる等、特別な支援や配慮が必要な子どもがいる」と回答した保育所は84.3%であった¹⁶⁾。

しかし、一方で高機能広汎性発達障害や注意欠陥・多動性障害等の発達障害は、身体障害や知的障害に比べ外見で分かりにくく、発達年齢の差であるのか障害なのかの区別がつきにくい。山下（2011）は、発達障害児をもつ親に対してインタビューを行い、親が子どもの障害を受容することは容易ではないことを明らかにしている¹⁷⁾。

また、平成2006年4月から「発達障害者支援法」

が施行され、都道府県単位で「発達障害児・者支援センター」等が設立され対策も徐々に進んできてはいるが、市町村単位でいえば、診断できる専門医や発達検査等を実施できる専門相談機関が十分に整備・普及していない状況も、保育者や保護者の対応や理解が広がらない一因となっている。

Ⅱ 調査の内容

1. 調査の目的

現在、公立の小学校や中学校においては、SSW（School Social Worker）が配置され、虐待・不登校・経済問題・障害などの様々な問題に対する相談支援体制が徐々に確立されつつあり、今後も増員される見通しである。しかし、保育所や幼稚園はSSW配置の対象外となっており、基本的には多忙な業務に加え、保育士や幼稚園教諭が対応を迫られることになる。

ベネッセ教育総合研究所（2014）が全国の保育施設である幼稚園・保育所・認定こども園1,377カ所を対象に教育・保育活動や内容や子育て支援に関する実態を明らかにするためにおこなった調査の結果、保育施設が必要であると認識している研修項目の内、「特別な支援を必要とする子どもの保育」が、幼稚園・保育所・認定こども園とも上位に挙がり¹⁸⁾（表1）、現場の保育士、幼稚園教諭や保育教諭は「障害児も含んだ特別な支援や配慮を必要とする児

表1 保育者にとって特に必要だと思う研修内容（園の区分別 単位：%）¹⁸⁾

	1位		2位		3位		4位		5位	
国公立幼稚園	特別な支援を必要とする子どもの保育	78.5	園の保護者への子育て支援	73.0	小学校との連携、接続	70.0	子どもの発達障害の特性の理解	60.3	幼児（3～5歳児）の保育の内容、方法	59.9
私立幼稚園	園の保護者への子育て支援	63.3	特別な支援を必要とする子どもの保育	59.2	保護者の心理的な問題への対応	57.3	子どもの発達障害の特性の理解	55.9	子どもの発達	55.5
公営保育所	園の保護者への子育て支援	74.9	特別な支援を必要とする子どもの保育	70.9	子どもの発達障害の特性の理解	61.6	幼児（3～5歳児）の保育の内容、方法	59.2	子どもの発達	57.9
私営保育所	園の保護者への子育て支援	69.3	乳児（0～2歳児）の保育の内容、方法	66.8	幼児（3～5歳児）の保育の内容、方法	65.0	子どもの発達	60.6	特別な支援を必要とする子どもの保育	58.7
認定こども園	特別な支援を必要とする子どもの保育	66.9	子どもの発達	61.2	園の保護者への子育て支援	59.0	・幼児（3～5歳児）の保育の内容、方法 ・保護者の心理的な問題への対応	55.4	運動、遊びの実技演習	49.6

童への保育の必要性やあり方」について強い関心を示している。

平成27（2015）年4月からの「子ども・子育て新制度」がスタートしたが、特別な配慮を必要とする子どもへの教育や保育については、国の柱として位置づけられていない状況である。

現在、教育・保育に関する各施設では、ソーシャル・インクルージョンの教育や保育が推進されており、各保育所・幼稚園で、障害のある子どもや配慮のある子どもを受け入れることが求められている。しかし、保育現場では対応に苦慮しているという声をよく聞く。そこで、本研究では、幼稚園や保育所における「障害児保育」「特別な配慮」や「相談体制」の実態や差異を明らかにすることを目的に調査を行った。

2. 調査方法

(1) 調査対象：

- 1) A県内（2市）の私立12幼稚園の幼稚園教諭（156名）ならびに私立22保育所の保育士（242名）：計398名（有効回答297名：74.6%）
- 2) 15幼稚園・15保育園の園長：計30名（100%）

(2) 調査方法：質問紙を用いた郵送調査 （全数調査）

(3) 調査期間：平成27（2015）年1月22日 ～2月22日

(4) 調査項目：

- 1) 基本属性：性別、所属種別、所有資格、年代、雇用形態、保育者である経験年数
- 2) 実態項目：障害児の受け入れの有無・理由、専門職・機関との連携体制、園内での相談支援体制の有無・状況、配慮を要する子どもの

有無、「配慮」とはどのような事項か、具体的な子どもの対応策、保護者への対応、家庭との連携、保育士養成校との連携 等

(5) **倫理的な配慮**：日本社会福祉学会の研究倫理指針に従い、関係者の承諾の下、プライバシーの保護に務め、個人が特定できないように配慮した。質問項目については園長会や職員研修会で協議の上、決定したものを用いた。非常にハイセンシビリティな内容も含んでいるため、調査は無記名で実施し、調査協力は任意とした。個人を特定できないように各自が調査票を直接返信用封筒で返送できるよう配慮し、調査票は厳重に管理した。

(6) **調査後の配慮**：回収後の調査票は、「個人情報の遵守」に基づき、閉錠可能なロッカーにて厳重に管理した。また、調査票は「集計・分析」が終了次第、シュレッダーにて破棄した。

(7) **分析方法**：データの集計及び分析に際しては、統計解析ソフト「SPSS20.0J for Windows」を用いて、クロス集計の有意性については χ^2 検定を行った。

3. 調査結果

(1) 基本属性に関するクロス集計

保育所・幼稚園とも基本属性の内、回答者の性別は女性「計281人（94.6%）」が男性「計16人（5.3%）」よりも圧倒的に多く（表2）、回答者の年代も20代「計156人（52.5%）」が最も多く、年齢が高くなるにつれて、職員数は減少していた（表3）。

保育所・幼稚園に勤務する者の内、保育士資格と幼稚園教諭2種免許の両方を所有するものが70%前後いた。その他の資格として「小学校教諭免許」が多く、「社会福祉主事」「児童厚生指導員」「レクリ

表2 回答者の性別 単位：人（%）

	男性	女性	計
保育所（園）	11 (6.6)	155 (93.4)	166 (100)
幼稚園	5 (3.8)	126 (96.2)	131 (100)
計	16 (5.3)	281 (94.6)	297 (100)

表3 回答者の年代 単位：人（%）

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	計（人）
保育所（園）	85 (51.2)	31 (18.7)	36 (21.7)	14 (8.4)	166 (100)
幼稚園	71 (54.2)	38 (29.0)	17 (13.0)	5 (3.8)	131 (100)
計	156 (52.5)	69 (23.2)	53 (17.8)	19 (6.3)	297 (100)

表4 回答者の所有資格 単位：人（％）【複数回答可】

	保育士	幼稚園教諭2種	幼稚園教諭1種	幼稚園教諭専修	その他資格
保育所（園）	163 (98.2)	123 (74.1)	26 (15.7)	4 (2.4)	21 (12.7)
幼稚園	81 (61.8)	103 (78.6)	23 (61.8)	2 (1.5)	42 (32.1)
計	244 (82.1)	226 (76.1)	49 (16.5)	6 (2.0)	63 (21.1)

表5 回答者の雇用形態 単位：人（％）

	正規職員	常勤の非正規職員	パート等の非正規職員	計：人（％）
保育所（園）	92 (55.4)	59 (35.5)	15 (9.0)	166 (100)
幼稚園	93 (71.0)	34 (26.0)	4 (3.1)	131 (100)
計	185 (62.3)	93 (31.3)	19 (6.4)	297 (100)

表6 障害のある児童の受け入れの有無 単位：人（％）

	障害児を受け入れている	障害児を受け入れていない	計
保育所（園）	18 (81.8)	4 (18.2)	22 (100)
幼稚園	8 (66.7)	4 (33.3)	12 (100)
計	26 (76.5)	8 (23.5)	34 (100)

表7 配慮の必要がある児童の有無 単位：人（％）

	障害のある児童がいる	配慮を要する児童がいる	全くいない
保育所（園）	132 (79.5)	160 (96.4)	6 (3.6)
幼稚園	10 (59.5)	88 (67.2)	43 (32.8)
計	210 (70.7)	248 (83.5)	49 (16.5)

ーション・インストラクター」「認定ベビーシッター」「子ども音楽療法士」「社会福祉士」等の資格が挙げられた（表4）。

保育所・幼稚園とも基本属性の内、回答者の雇用形態は正規職員「計185人（62.3%）」が多かった。しかし、保育所（55.4%）の方が幼稚園（71.0%）に比べて、正規職員の割合が少なかった（表5）。

（2）配慮の必要がある児童の受け入れ状況

①障害がある児童の有無

保育所22園の内、障害児を受け入れているのは18園（81.8%）で、幼稚園12園の内、障害児を受け入れているのは8園（66.7%）で、保育所の方が障害児を受け入れている割合が高く、 χ^2 検定の結果、1%水準で有意差があった（ $\chi^2=28.022$, $df=1$, $p<.001$ ）。

保育所や幼稚園で、障害児を受け入れていない理由として、「教育や保育内容・方針によるため」「バリアフリー化に対応できていない」「職員（保育士や幼稚園教諭）が障害児保育・教育に対応できない」「マンパワーが確保できない」等が挙げられた。

さらに、障害児を受け入れていない旨について、

入園案内に記載している所は1園もなく、障害児を受け入れていない説明を実際に行うのは「保護者に個別で説明している（電話での問い合わせ時や入園説明会時等）」という回答であった（表6）。

②特別な配慮が必要な児童について

保育所・幼稚園に勤務する者に、担当クラスの状態を確認した所、「障害のある子ども」「配慮が必要な子ども（障害認定のない）」とも、保育所の方が160人（96.4%）多く在籍しており、「全くクラスにいない」と答えた割合は幼稚園の方が43人（32.8%）と多く、 χ^2 検定の結果、1%水準で有意差があった（ $\chi^2=9.626$, $df=1$, $p<.002$ ）（表7）。

③特別な配慮が必要な子どもの対応について

特別な配慮が必要な子どもがクラスにいると答えた保育者248人に「対応の苦慮」について確認した所、「配慮が必要な子どもへの対応に苦慮している」職員の割合は、保育所（46.3%）の方が少なく、幼稚園（77.3%）の方が高く、 χ^2 検定の結果、1%未満の水準で有意差があった（ $\chi^2=22.326$, $df=1$, $p<.000$ ）（表8）。

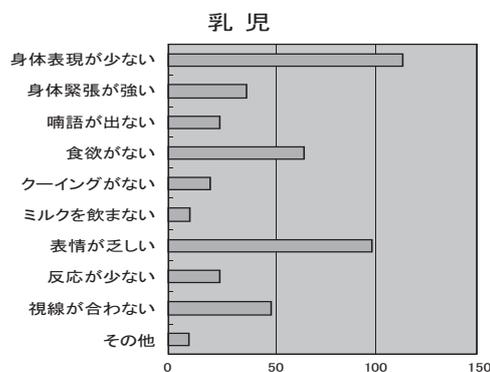
表8 配慮が必要な子どもへの対応苦慮の有無

単位：人（％）

	対応に苦慮している	対応に苦慮していない	計
保育所（園）	74 (46.3)	86 (53.8)	160 (100)
幼稚園	68 (77.3)	20 (22.7)	88 (100)
計	142 (57.3)	106 (42.7)	248 (100)

④乳児における配慮を要する事項

乳児に関する配慮事項について166人の保育者に聞いた所、「身体表現が少ない（114人）」が最も多く、他に「表情が乏しい（99人）」「食欲がない（66人）」「視線が合わない（50人）」という項目が多かった。さらに「身体緊張が強い（38人）」「反応が少ない（25人）」「喃語が出ない（25人）」等、コミュニケーションに関する事項が多かった（図3）。

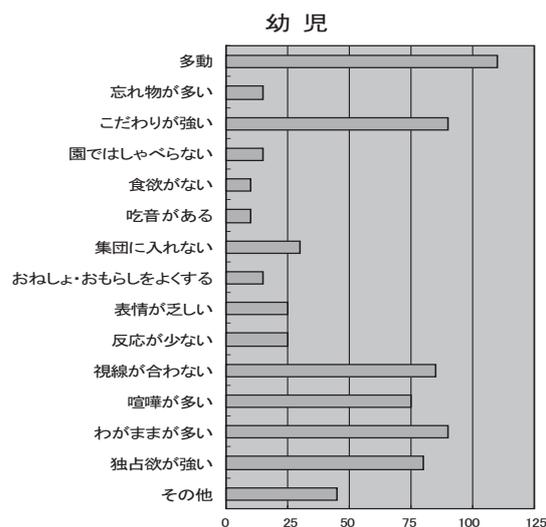


単位：人【複数回答可】

図3 乳児における配慮を要する事項について

⑤幼児における配慮を要する事項

幼児の配慮事項について、297人の保育者（保育士166人、幼稚園教諭131人）に聞いた所、「多動（111人）」が最も多く、以下順に「こだわりが強い（91人）」「わがママが多い（90人）」「視線が合わない（84人）」「独占欲が強い（80人）」などの項目が多かった。さらには「喧嘩が多い（75人）」「集団に入れない（29人）」等、子ども同士関係性における行動が目についた（図4）。



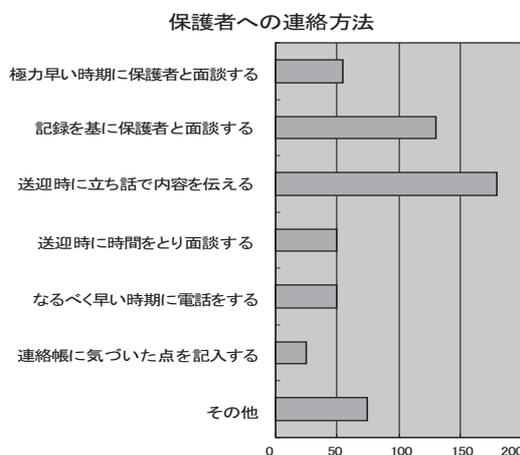
単位：人【複数回答可】

図4 幼児における配慮を要する事項について

(3) 相談支援体制について

①保護者への連絡方法について

配慮を要する事項や行動が乳幼児にあった際に、保護者に対して保育者297人（保育士166人、幼稚園教諭131人）が最も多く行っている連絡方法は「送迎時の立ち話（179人）」であり、次に多い対応順として「記録を基に面談する（130人）」「極力早い時期に面談する（58人）」であった。「なるべく早期に電話連絡する（50人）」「送迎時の面談（50人）」「連絡帳の活用（27人）」は少なかった（図5）。



単位：人【複数回答可】

図5 配慮が必要な児童の保護者への連絡方法

②園内での保護者への相談支援体制確立の有無

保育所・幼稚園の園内にて、保護者への相談体制を確立しているのは、保育所が22園中17園（77.3％）で、幼稚園が12園中7園（58.3％）であり、保育所の方が相談体制を確立できているという割合が多く、 χ^2 検定の結果、1％水準で有意差があった ($\chi^2 = 6.747, df = 1, p < .005$)（表9）。

表9 園内での保護者への相談支援体制確立の有無 単位：人（％）

	相談体制を確立している	相談体制を確立できていない	計
保育所（園）	17 (77.3)	5 (22.7)	22 (100)
幼稚園	7 (58.3)	5 (41.7)	12 (100)
計	24 (75.0)	10 (25.0)	34 (100)

表10 障害等に関する専門機関等との連携の有無 単位：人（％）

	連携体制を確立している	連携体制を確立していない	計
保育所（園）	17 (77.3)	5 (22.7)	22 (100)
幼稚園	7 (58.3)	5 (41.7)	12 (100)
計	24 (75.0)	10 (25.0)	34 (100)

③専門機関との連携について

保育所・幼稚園で、専門職・専門機関等との連携体制を確立しているのは保育所が17園（77.3％）で、幼稚園が7園（58.3％）であり、保育所の方が連携体制を確立できているという割合が多く、 χ^2 検定の結果、1％水準で有意差があった（ $\chi^2 = 6.747$, $df = 1$, $p < .005$ ）（表10）。

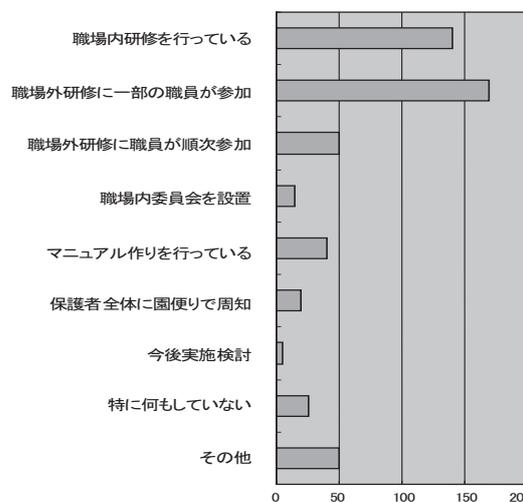
④園内で統一した保護者への相談対応に向けて

配慮を要する乳幼児の保護者への統一した相談対応に向けて、「職場外研修に一部の職員が参加（172人）」「職場外研修に全職員が順次参加（50人）」「職場内研修の実施（141人）」が多かった。また、「障害の可能性がある」という発言や「専門機関への受診」等を勧めることで、ラベリングにつながり、状況によっては保護者との信頼関係に亀裂が生じるので慎重になっている等の意見も多く、保護者への対応について、職員間の意思疎通を園内で模索している状況が浮かび上がった（図6）。

⑤主な相談対応担当者について

相談支援体制を確立していると回答した24園（保育所17園、幼稚園7園）に「相談支援の主たる担当者」について確認した所、「園長」が主に担当しているのは9園（37.5％）で、「副園長・主任（クラス担当せず業務専業）」が主に担当しているのは5

園内で統一している保護者への相談対応



単位：人【複数回答可】

図6 園内で統一した乳幼児の保護者への対応について

園（20.8％）で、「主任（クラス担当兼業）」が主に担当しているのは6園（25.0％）で、「クラス担任」が主に担当しているのは5園（20.8％）であった。

ただし、全ての園で「クラス担任」が相談窓口となっていた。一方、24園中22園で外部の専門機関との連携を課題に挙げていたが、2園では外部の専門機関との連携体制が十分に図られていると回答していた。その2つの保育園では保育士と社会福祉士の両資格を所有している「主任（専業）」が窓口となっていた（表11）。

表11 相談支援の対応を行う担当者について 単位：人（％）

	園長・所長	副園長・主任（専業）	主任（兼業）	担任	計
保育所（園）	6 (35.3)	3 (17.7)	3 (17.7)	5 (29.4)	17 (100)
幼稚園	3 (42.9)	2 (28.6)	1 (14.3)	1 (14.3)	7 (100)
計	9 (37.5)	5 (20.8)	6 (25.0)	5 (20.8)	24 (100)

Ⅲ 考察

第1に、保育所の方が幼稚園に比して、非常勤職員の割合が多いが、「障害児」や「配慮が必要な子ども」が多く、「配慮が必要な子ども」の対応に苦慮している割合が少ないという実態が明らかとなった。ただし、各園で個別に配慮した保育ができていくかどうか不明である。今後の詳細な分析の中で、明らかにしていく必要性を感じている。

第2に、保育所の方が幼稚園に比して、「障害児」を受け入れている割合が多いという実態が明らかとなった。これは、文部科学省や全国社会福祉協議会の先行研究調査で明らかになっている結果と同様であった。どの様な保育所や幼稚園で障害児保育が可能かということについては、今回の調査で明らかにできなかった。

第3に、保育所の方が幼稚園に比して、「障害児」や「配慮が必要な子ども」が多く、「配慮が必要な子ども」の対応に苦慮している割合が少ないという実態が明らかとなった。ただし、受け入れマニュアルや職員の意思統一が図れているかどうかについては、今回の調査で明らかにできなかった。

第4に、各保育所・各幼稚園で「配慮を要する子ども」の保護者への連絡を取る場合、「送迎時の立ち話対応」が多く、送迎時とは別に時間を取って相談に乗ることができていない状況が明らかとなった。また、相談援助の際に立ち話というのは環境面からもプライバシー保護という側面からも配慮が不足している実態が明らかとなった。

第5に、各保育所・各幼稚園で「配慮を要する子ども」の保護者への対応を模索している状況があり、対応のマニュアル化ができていないと回答した保育者は少なく、十分なコンセンサスが園内で図れておらず、今後園内での統一した対応が必要な幼稚園や保育所が多いという現状が明らかとなった。

第6に、各保育所・各幼稚園で「障害児や配慮を要する児童」を支援する場合、専門機関等との連携が必要であるが、幼稚園や保育所で連携体制が図れていない現状が明らかとなっており、問題解決を早期に図ることのできるよう、専門機関との連携体制の確立が課題である。

第7に、保育所や幼稚園では、各園での相談体制や方法がバラバラであり、各園が連携する中でより良い体制や支援方法の在り方を共有する必要がある

と感じている。

第8に、保育所・幼稚園の90%が「相談支援体制を確立できている」と回答しており、ほとんどの園で相談支援の窓口を「クラス担任」としていた。主たる相談担当が、「園長・所長」である園が多い一方で、主たる相談担当を「クラス担任」が担っているケースもあった。保育所や幼稚園における相談支援体制の在り方がバラバラである実態が明らかである。幼稚園や保育所が主体的に、保育ソーシャルワークの機能を発揮していくのであれば、相談体制を確立している2つの保育園（保育士と社会福祉士の両資格を所有している「主任（専門）」が相談窓口となっている）がモデルになる可能性がある。

しかし、現在、子ども・子育て支援新制度創設に絡む保育者の在り方の論議から、「幼保連携型認定こども園」に係る「保育教諭（暫定資格）」がスタートしており、これまで社会福祉士と保育士の両資格取得による「施設保育者養成」を目的としている養成校が年々減少している状況がある。さらには、各自治体の財源問題から「公立から民間へ」と、保育所や幼稚園の運営主体の変化により、障害児が入所・入園できないケースが増加しているという状況もある。ソーシャル・インクルージョンを推進している社会の中で、他機関との連携や生活や環境支援ができる保育者が少ないという調査結果は、現場のニーズと保育職員体制が乖離している証拠であり、障害児への特別支援や特別な配慮が必要な乳幼児への支援ができる保育者の在り方について早急に論議を進め、各保育教育現場の体制を確立する必要がある。

Ⅳ おわりに

本調査における幾つかの研究課題について述べておく。

今回の調査では、私立の保育所と幼稚園のみが対象であり、公立は対象となっていなかった。今後の調査では公立も対象とし、私立との比較が必要であろう。

今回の調査では、幼稚園と保育所のみしか対償にできていない。実際には、2015年4月からは「子ども・子育て新制度」がスタートしたが、今後も幼保連携型認定こども園や小規模保育事業所がますます増加することを鑑みれば、今後は認定こども園や小規模保育事業所も対象に調査を行っていく必要がある。

また「配慮を要する子ども」という言葉で一括りにしているが、個々の子どもに高い個性があり、誕生日等の月齢で発達に差があることを考慮しておかなければならない。

V 謝辞

最後に、各保育現場で業務多忙の中、本調査にご協力頂いた、A 県内（2市）の私立12幼稚園の幼稚園教諭（131名）並びに私立22保育所の保育士（166名）の計297名の皆様、15幼稚園・15保育園の園長（計30名）の皆様に、心から御礼を申し上げます。

引用文献

- 1) 厚生省社会・援護局企画課「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会 報告書（平成12年12月8日）」2000
http://www1.mhlw.go.jp/shingi/s0012/s1208-2_16.html（2017.9.1確認）
- 2) 日本障害者リハビリテーション協会 情報センター「ソーシャル・インクルージョン（social inclusion）」2013
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/glossary/Social_Inclusion.html（2017.9.1確認）
- 3) 内閣府「第4章社会参加へ向けた自立の基盤づくり」『平成28年版 障害者白書』勝美印刷、pp. 38、2016
- 4) 特別支援教育の在り方に関する特別委員会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要」文部科学省、2012
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/index.htm（2017.9.1確認）
- 5) 文部科学省「平成27年度特別支援教育に関する調査の結果について」2016
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1370505.htm（2017.9.1確認）
- 6) 社会福法人全国社会福祉協議会・全国保育協議会「全国の保育所実態調査報告書2011」pp. 58、2012
- 7) 特別支援教育に関する中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（平成17年12月8日発表）、2005
- 8) 文部科学省初等中等教育局長「特別支援教育の推進について（通知：19文科初第125号）」2007
- 9) 本郷一夫・澤江幸則・鈴木智子・小泉嘉子・飯島典子「保育所における『気になる』子どもの特徴と保育者の対応に関する調査研究」『発達障害研究』第25巻、pp. 50-61、2003
- 10) 高倉誠一・佐藤慎二・広瀬由紀・植草一世・中坪晃一「保育所・幼稚園における『障害のある』子どもおよび『気になる』子どもの活動参加に関する調査研究(2)」『植草学園短期大学紀要』第8巻、pp. 23-34、2007
- 11) 竹内範子・上野由利子・前田喜四雄・玉村公二彦・

越野和之「特別な配慮を必要とする幼児の教育的支援」『教育実践総合センター研究紀要』第18巻、pp. 157-163、2009

- 12) 長谷川かおり・丸尾晶子・木村公美・山本祐子・竹内範子・上野由利子・玉村公二 他「特別な配慮を必要とする幼児の教育的支援（その3）」『教育実践総合センター研究紀要』第20巻、pp. 259-266、2011
- 13) 末次有加「保育現場における『特別な配慮』の実践と可能性」『教育社会学研究』第90巻第0号、pp. 213-232、2012
- 14) 丸山美和子「障害幼児の「特別なニーズ」に対するケアと統合保育」『社会学部論集』第33巻、pp. 109-124、2000
- 15) 真鍋健「特別なニーズのある子どもの移行支援に関する研究」『保育学研究』第49巻第1号、pp. 85-95、2011
- 16) 社会福法人全国社会福祉協議会全国保育協議会「全国の保育所実態調査報告書2011」pp. 61、2011
- 17) 山下成司『発達障害：母たちの奮闘記』平凡社新書、pp. 56、2011
- 18) ベネッセ教育総合研究所「第2回幼児教育・保育についての基本調査報告書」p. 106、2014